

令和6年8月15日

奥出雲町長 糸原 保 様

奥出雲町特別職報酬等審議会

会 長 植 田 良 二

特別職の報酬等の額について（答申）

令和6年7月12日付け奥総第91号で諮問のあったこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

1 報酬の額

次のとおり、それぞれ改正することが適当である。

(1) 議 長	337,000円／月
(2) 副 議 長	273,000円／月
(3) 常任（議運）委員会の委員長	255,000円／月
(4) 議 員	248,000円／月

2 審議の経過

令和6年7月12日、町議会議員の議員報酬及び費用弁償について諮問を受け、
3回の審議会を開催した。審議にあたっては最近の社会経済情勢や島根県内及び奥
出雲町内の状況などを考慮し、慎重に審議したところである。

第1回審議会	令和6年7月12日
第2回審議会	令和6年7月29日
第3回審議会	令和6年8月 9日

3 審議の内容

(1) 報酬の額について

町議会議員は、町民福祉の増進を具体化するために、「複雑かつ多様化する行政ニーズを的確に把握し、様々な政策に反映させること」及び「執行機関をチェックすること」という重要な役割を担っている。

こうした役割の下で、その報酬等の額は、議員の活動量とそれぞれの役職の職務と職責に相応した額とすることが必要である。また、これに加えて、他の自治体の特別職報酬等の状況や社会経済情勢等を総合的に勘案し、町民の理解と納得が得られる適正な額とするべきであるといえる。

これを踏まえ、県内の他町村における議員報酬月額状況や、議員の活動内容等を参考に議論を行った。

審議では、ここ数年における国内民間企業の賃金水準は上昇しており、公務員の給料についても、人事院及び島根県人事委員会において増額改定の勧告がなされていること、県内他町村の類似団体の議員報酬においても、増額改定が既に実施されている又は今後増額改定が予定されている団体があることなどから、奥出雲町発足以来、改定がなされていない本町の議員報酬についても改定の時期を迎えているのではとの意見があり、方向性としては増額改定に向けての審議を行うことで一致した。

今回、議会から提出された提言書においては、議員報酬の額について23万3千円と具体的な報酬額が提示されていたことから、この額の妥当性を審議することから始めた。提示額については、活動日数を元に試算した結果が県内類似団体よりも高い結果となったことから、提言書においては県内類似団体に合わせた額を提示したとの説明であったが、議員報酬の算定のあり方としては、奥出雲町議会における議員の活動日数に応じた報酬額にすべきとの意見に集約され、令和4年に全国町村議会議長会が作成した資料に掲載される、首長の給料と職務遂行日数及び議員の活動日数を用いた「原価方式算定モデル」による算定が適切と判断した。

議員の活動日数においては、事務局より提供された資料により、実態としては議員ごとの活動日数が異なる中、算定に用いる活動日数をどの様に整理するか協議し、結果としては平均値を用いることが適切と判断した。

また、議長、副議長、委員長の報酬の算定については、役職としての年間活動量が関係各所の行事予定により変動することから、活動日数を用いるより、前述の全国町村議会議長会の資料に掲載される議員報酬を1とした場合の加算率による算定が適切と判断した。なお、この加算率については、全国町村議会における直近の平均値を用いることが適切と判断した。

以上のことから、全会一致により、議員等の報酬については、1 報酬の額に記載の額が適当であるとの結論に達した。

4 附帯意見

今回の答申において、次のとおり意見を付す。

(1) 費用弁償について

今回の諮問の対象ではないが、費用弁償は議員に支給される現金であり、報酬の引き上げを検討するうえにおいて関連する項目である。

奥出雲町議会議員に支給される費用弁償は、奥出雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例により定められているところであり、第4条ただし書きの規定により、町内で開催される本会議、各委員会の会議及びこれらの会議に準じた議長が認める会議については一日当たり一律1800円の費用弁償が支給されている状況となっている。議員ごとに議場までの距離が異なるにも関わらず一律に支給されている状況は公正な支給とは言い難い。とりわけ、町議会議員は他の非常勤職員と比べ年間の費用弁償支給回数は格段に多く支給額も多くなることから、その影響は大きいと言える。これまで議員報酬と一律支給の費用弁償の総額が議員報酬の実態であったことを考えれば、今回の議員報酬の引き上げにより、費用弁償については一律支給から実費支給に改めるべきと考える。

(2) 魅力ある議会の環境整備について

今回の提言書において、人口減少、少子高齢化が急速に進展する中、議会においても多様な考え方をもちながらあらゆる問題に立ち向かっていく必要があり、今後、女性や若者が立候補しやすい環境づくりが必須であるとの記述がある。

地方における議員のなり手不足は深刻な状況であり、本町においても同様の状況のなか、この度の議員報酬の審議において、町民福祉の向上には議員活動の活性化が必要不可欠であり、そのためのコストは負担すべきとのことから議員報酬を増額することが適当と判断した。

しかし、議員のなり手不足は単に議員報酬が低いことのみをもって生じているとは言い難く、議会議員そのものの魅力向上や、多様な環境下においても、安心して議員活動を行える環境の整備も必要と思われる。議会としても、今後、女性や若い者が立候補しやすい環境づくりが必須との考えがあるなか、例えば幼い子供を持つ議員の候補者を促すためにも、子どもの一時預かり所を設置するなど、具体的な環境整備について併せて検討をいただきたい。

(3) 議会運営について

住民の代表機関でありかつ議決機関である地方議会は、今後の町の未来を決めていく極めて重要な役割を担っており、議場での議論は執行部、議員とも真摯な姿勢で挑まなければならない。議会においては、一般質問により事務執行の状況や政策の方針が確認されているが、一般質問の質を高めることは議会全体の信頼性向上に資するものであることから、次の点に留意し議会運営いただきたい。

- ① 町民の利益に直結する重要な課題に焦点が当たるよう、一般質問においては事前に十分な調査と準備を行い、具体的かつ建設的な質問を心掛けていただきたい。
- ② 複数の議員から同様の質問が行われることは、議会運営の効率低下を招く可能性がある。限られた時間を有意義な議論に充てるため、議員同士で質問内容を事前調整するなど、重複を避けるための取り組みをお願いしたい。
- ③ 議場において、執行部と議員が真摯な姿勢で議論される状況を、生放送を通じて住民に伝えることは、行政への関心を高めるとともに、信頼される議会運営に資することに他ならない。特に質問する立場である議員においては、感情的にならず、冷静かつ論理的に議論を進めていただくとともに、議会は町民の信頼を得るための場であることを常に念頭に置き、町民の誰もが安心して議会を視聴できる環境を整えていただきたい。

今回の答申については、地方を取り巻く社会環境の変化を見て慎重かつ真摯に審議した結果である。なお、提言書において提示された報酬額よりも高い報酬額を答申したところだが、この結論に至った背景には、行政と共に町民の代表である町議会議員及び議会の果たすべき職責は益々増大し、これまで以上に町民の期待が寄せられているなか、議員報酬のあり方については、議会の県内類似団体の報酬額を参考にしながらも、議員がその職責を果たすために必要となる活動に応じた報酬であるべきとの意見に集約されたところであり、議員活動のあり方を含め、更なる議会の魅力化に努めていただきたいという強い思いが込められていることをご理解いただきたい。

これらを十分に認識され、町民の負託に応えるべく、今後とも町政の発展と町民福祉の向上のため、なお一層のご尽力をお願いするものである。

奥出雲町特別職報酬等審議会

会長 植田 良二

委員 佐藤 修二

委員 金倉 弘美

委員 大谷 誠二

委員 石原 一志

委員 若月ゆかり